

武雄市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し

令和5年度・令和6年度

令和5年3月

武 雄 市

目 次

武雄市子ども・子育て支援事業計画について……………	1
---------------------------	---

第5章 事業計画の見直しについて

4 教育・保育提の量の見込みと確保の内容……………	4
---------------------------	---

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制……………	6
---------------------------------	---

(参考)

武雄市子ども・子育て会議設置要綱……………	10
-----------------------	----

武雄市子ども・子育て会議委員……………	11
---------------------	----

武雄市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

1. 計画の趣旨

「武雄市子ども・子育て支援事業計画（以下、支援事業計画という。）」は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現のため、5か年の基本目標や取り組みを取りまとめたものです。

（令和2年3月策定計画期間：令和2年度～令和6年度）

2. 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

3. 基本目標

支援事業計画においては、
基本理念「すべての子どもを 地域で見守る あんしんきち たけお」を実現するために、
次の5つの基本目標を柱として総合的に施策を展開しています。

- 基本目標1 すべての子育て世代への多様な支援の充実
- 基本目標2 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実
- 基本目標3 すこやかに生み育てることができる環境づくり
- 基本目標4 子どもの健全な育成を図る教育環境の整備
- 基本目標5 安全で安心して子育てができる地域づくり

4. 中間年の見直しについて

国が示す基本指針において「計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと」とされています。

本支援事業計画では、教育・保育提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」と「確保方策（提供量）」を定めていますが、保護者の就労形態や子育てに関するニーズが変化していることなどにより、当初策定時の「量の見込み」と実績にかい離が生じている事業については、今回中間見直しを実施します。

中間見直しにあたっては、国が示す作業の手引きに従い、実績等に基づき「量の見込み」と「確保方策（提供量）」を算出しています。

5. 見直しの範囲

- ・第3章 計画の基本的な考え方
- ・第5章 事業計画
 - 4 教育・保育の量の見込みと確保の内容
 - 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
 - 6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
 - 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

*上記において見直しを行わない事業については、令和2年3月策定の「武雄市子ども・子育て支援事業計画」を継続します。

6. 提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

武雄市の教育・保育提供区域は、以下のように設定します。

【武雄市の教育・保育の提供区域】

- ① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域等、基本となる提供区域は、「市全域」の1区域とします。
- ② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域は、基本的には「市全域」の1区域とします。ただし、放課後児童クラブについては、基本は「小学校区」とします。

【参考】見直し要否の基準について

国が示す「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」（令和4年3月18日付け内閣府事務連絡）に基づき、見直しを行いました。

《1 教育・保育の量の見込及び提供体制の確保の内容等の見直し》

○ 実数値の把握

・教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値

○ 「実績値」が、本支援事業計画における「量の見込み」と比較し、10%以上のかい離がある場合

※実績値／量の見込み \leq 90% 又は 実績値／量の見込み \geq 110%

○ 見直しが必要と判明した場合、要因分析を踏まえて、「量の見込み」の補正を行い、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても変更を検討しました。

《2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し》

必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについても見直しを行いました。

第5章 事業計画の見直しについて

3 教育・保育提供区域

保育の提供区域は「市全域」となっています。保育所等の入所に関しては、保育ニーズに対応してできるだけ希望の施設に入所できるよう利用調整をしていますが、利用定員、保育士の配置状況等により希望の施設でなく、他の施設に案内するケースもあります。

計画値、実績値見直しの基準は各年4月1日です。

4 教育・保育の量の見込みと確保の内容（事業計画 P40～41）

(1) 1号認定（教育：幼稚園、認定こども園）（3歳以上） (人)

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み（利用希望者数）		245	241	241	260 (239)	263 (242)
②確保の内容（利用定員）		310	295	295	300 (295)	300 (295)
内 容	特定教育・保育施設 ^{☆1}	309	294	294	300 (294)	300 (294)
	確認を受けない幼稚園 ^{☆2}	1	1	1	0 (1)	0 (1)
②－①		65	54	54	40 (56)	37 (53)

※（ ）は計画変更前

☆1 市が施設型給付費の支給に係る施設として確認した幼稚園、保育所、認定こども園をいう。

☆2 私学助成を受ける市立幼稚園

(2) 2号認定（保育：認定こども園・保育所）（3歳以上）

(人)

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み（利用希望者数）		979	984	984	950 (982)	950 (990)
②確保の内容（利用定員）		969	999	999	956 (999)	956 (999)
②－①		▲10	15	15	6 (17)	6 (9)

※（ ）は計画変更前

(3) 3号認定（保育：認定こども園・保育園）

① 1・2歳児 (人)

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み（利用希望者数）		558	567	559	560 (564)	560 (566)
②確保の内容（利用定員）		559	568	568	570 (568)	570 (568)
内 容	特定教育・保育施設 ^{☆1}	556	556	556	553 (556)	553 (556)
	特定地域型保育事業 ^{☆3}	3	12	12	17 (12)	17 (12)
②－①		1	1	9	10 (4)	10 (2)

※（ ）は計画変更前

☆3 市により認可事業として地域型保育給付の対象となる小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

② 0歳児 (人)

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み（利用希望者数）		52	55	55	50 (54)	50 (54)
②確保の内容（利用定員）		141	144	144	157 (144)	157 (144)
内 容	特定教育・保育施設 ^{☆1}	138	138	138	152 (138)	152 (138)
	特定地域型保育事業 ^{☆3}	3	6	6	5 (6)	5 (6)
②－①		89	89	89	107 (90)	107 (90)

※（ ）は計画変更前

【見直しの理由】

保育園は、0歳児以外は利用希望者数が超過している状況です。また、令和4年度より市内2か園において、受入数の現状に合わせ利用定員を下げたため2号認定と3号認定において確保数が不足している状況です。しかしながら「定員の弾力化」により、全て入園することができており待機児童はいません。

今後は、受入れの現状に見合った利用定員に上げたり、幼稚園部の入所希望者が減少し保育部への入所希望が増えている現状があるため、1号認定の利用定員数を2号認定の利用定員数へ変更したり、また認定こども園へ移行するなど、園に働きかけて保育の受け皿を確保していきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制（事業計画 P42～50）

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第 59 条に規定されている以下の 13 事業をいいます。

今回の中間見直しでは、計画での目標値と実績値が 10%以上かい離している下記の○の事業を見直します。

○地域子ども・子育て支援事業

事業名	対象	見直し
(1) 妊婦健康診査	妊婦	
(2) 乳児家庭全戸訪問事業	生後 2 か月・4 か月	
(3) 利用者支援事業	子育て中の保護者	
(4) 地域子育て支援拠点事業	0 歳～5 歳児	○
(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	生後 2 か月～小学 6 年	○
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	0 歳児～18 歳児	
(7) 養育支援訪問事業	0 歳児～18 歳児	○
(8) 時間外保育事業（延長保育事業）	0 歳児～5 歳児	
(9) 一時預かり事業	0 歳児～5 歳児	
(10) 病児・病後児保育事業	生後 6 か月～小学 3 年	○
(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	0 歳児～5 歳児	
(12) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	0 歳児～5 歳児	
(13) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学 1～6 年生	○

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業。

【量の見込み及び確保方策（見直し）】

2年間の実績が計画と大きくかい離していたため、現状に合わせて見直します。

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	人日	1,393	1,402	1,378	2,621 (1,367)	2,595 (1,353)
②確保方策	箇所	1	1	1	1	1

※（ ）は計画変更前

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

【量の見込み及び確保方策（見直し）】

2年間の実績が計画と大きくかい離していたため、現状に合わせて見直します。

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	人日	170	168	168	448 (166)	443 (165)
②確保方策	人日	170	168	168	448 (166)	443 (165)
②－①	人日	0	0	0	0	0

※（ ）は計画変更前

(7) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【量の見込み及び確保方策（見直し）】

計画値について、訪問した時の訪問先の対応者数にて見込んでいましたが、令和5年度以降については、訪問件数を対象人数として見込むよう見直しを行っています。

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み（実人数）	人	54 (169)	54 (167)	53 (166)	53 (165)	53 (164)
②確保方策	人	54 (169)	54 (167)	53 (166)	53 (165)	53 (164)

※（ ）は計画変更前

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業概要】

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、看護師と保育士が一時的に保育をする事業。

【量の見込み及び確保方策（見直し）】

①量の見込みについては、当初計画値より近年の利用実績数が大きく下回っているため、現状に合わせ見込み数を下げて見直します。

②確保方策は、令和3年度から提供施設が2施設に減ってはいるが、市内1施設の利用定員6名のところ1日平均利用者数を4名とし、また市外1施設の利用者を月5名で算定を見直しを行っています。今後も質・量ともに十分は受け皿となるよう事業の充実を図ります。

	単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	人日	550	700	850	550 (850)	550 (850)
②確保方策	人日	550	700	850	1,220 (850)	1,220 (850)
	箇所	3	2 (3)	2 (3)	2 (3)	2 (3)
②－①	人日	0	0	0	670 (0)	670 (0)

※（ ）は計画変更前

(13) ① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生に対して、学校などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業。

【量の見込みと確保方策（見直し）】

令和4年度の「登録実績」と「量の見込み」を比較すると、武内小、西川登小以外の9校の小学校において「登録実績」が上回っており、10%以上かい離している御船が丘小、若木小、山内西小、北方小の4校において「量の見込み」を見直します。

今後も小学校の余裕教室の活用や、民間事業者の活用を行いながら、児童の居場所確保に努めていくとともに、支援員の確保及び研修を行い、質の向上にも努めていきます。

○見直しを行う校区（4校）

(4月現在【利用状況より】)

小学 校区		単位	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	
			計画	計画	計画	見直し(計画)	見直し(計画)	
御船が丘小	①量の見込み	1年生	人	46	45	56	61(45)	63(45)
		2年生	人	31	34	33	61(41)	49(33)
		3年生	人	46	40	44	43(42)	52(53)
		4年生	人	36	36	31	37(34)	37(33)
		5年生	人	18	16	16	14	15(16)
		6年生	人	7	8	7	10(7)	8(6)
		計	人	184	179	187	226(183)	224(186)
	②確保方策	計	人	184	179	187	226(183)	224(186)
若木小	①量の見込み	1年生	人	5	14	6	8(6)	6(5)
		2年生	人	9	4	12	8(5)	8(5)
		3年生	人	8	12	6	18(16)	8(6)
		4年生	人	5	5	7	5(3)	14(9)
		5年生	人	6	5	5	10(7)	4(3)
		6年生	人	1	3	2	7(2)	10(3)
		計	人	34	43	38	55(39)	50(31)
	②確保方策	計	人	34	43	38	55(39)	50(31)
山内西小	①量の見込み	1年生	人	20	22	22	21(23)	18(22)
		2年生	人	21	22	25	26(24)	25
		3年生	人	14	15	15	22(18)	19(17)
		4年生	人	10	10	10	14(10)	14(12)
		5年生	人	1	1	1	5(1)	4(1)
		6年生	人	7	7	9	9(8)	9
		計	人	73	77	82	96(84)	89(86)
	②確保方策	計	人	73	77	82	96(84)	89(86)
北方小	①量の見込み	1年生	人	29	26	30	25	27
		2年生	人	28	29	27	28(29)	25(26)
		3年生	人	25	23	24	14(22)	24
		4年生	人	10	9	8	20(9)	14(8)
		5年生	人	8	8	8	16(7)	16(7)
		6年生	人	6	5	5	7(5)	7(5)
		計	人	106	100	102	110(97)	113(97)
	②確保方策	計	人	106	100	102	110(97)	113(97)
②確保方策(市全体)		計	人	856	847	865	960(876)	951(875)

※計画(量・確保数)を継続する校区

武雄小・橘小・朝日小・武内小・東川登小・西川登小・山内東小

○武雄市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業を総合的かつ計画的に実施するに当たり、子ども・子育て関係者から広く意見を聴取するため、武雄市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の作成に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども教育部こども未来課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成25年10月8日から施行する。

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年告示第117号）

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第33号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

武雄市子ども・子育て会議委員

(順不同・敬称略)

番号	区分	所属・役職	氏名
1	学識経験者	佐賀女子短期大学名誉教授	吉牟田 美代子
2	学識経験者	こどもの笑顔コーディネーター	中野 春男
3	子育て当事者	武雄市PTA連合会	大角 幸樹
4	教育・保育施設 (幼稚園部会)	武雄市幼稚園連合会会長 (大楠の里こども園園長)	楠村 信叡
5	教育・保育施設 (保育園部会)	武雄市保育部会会長 (花島保育園園長)	松本 重男
6	教育・保育施設 (認定こども園部会)	武雄市認定こども園部会会長 (あさひこども園園長)	岡本 忠裕
7	校長会	武雄市校長会 (北方小学校校長)	坂村 隆
8	児童クラブ	放課後児童クラブ支援員	小松 利恵
9	地域関係者	武雄市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員会部会	山崎 健彦
10	母子保健関係者	武雄市母子保健推進協議会 理事	森 佐代美
11	子育てボランティア	武雄市子育てサポーター	立石 育見
12	公募		村田 祐美